

言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第1回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 全員の出席です</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。なお、本日は農地利用最適化推進委員さんにも出席をいただいています。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番 藤川委員、4番 一丸委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は、武蔵町麻田字 [REDACTED]、地目が田、面積は1,085㎡です。渡人は、福岡県太宰府市の [REDACTED] さんです。受人は、武蔵町麻田の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、県外在住のため管理できない。受人は、規模拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号2番 土地の所在は、国見町小熊毛字 [REDACTED]、地目が畑、面積は270㎡です。渡人は、国見町小熊毛の [REDACTED] さん、受人は国見町小熊毛の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できない。受人が、維持管理するためとなっています。贈与による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号3番 土地の所在は、国東町大恩寺字 [REDACTED]、地目が畑、面積は1,790㎡です。他に田が4筆、畑が6筆、合計11筆で、面積は15,629㎡です。渡人は、東京</p>

事務局	<p>都町田市の■■■■さん、受人は国東町大恩寺の■■■■さんです。申請事由は、渡人、受人とも空き家バンク登録による売買のためです。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号4番です。土地の所在は、国東町鶴川字■■■■、地目が畑、面積は496㎡です。渡人は、大分市の■■■■さん、受人は国東町鶴川の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、市外在住のため管理できないためです。受人は、維持管理するためです。受人は農地法第3条に規定された50aの規定を満たしていませんが、現地を確認し、農地法施行令第2条第3項第3号に該当すると判断しました。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号5番です。土地の所在は、武蔵町糸原字■■■■、地目が田、面積は526㎡です。渡人は、福岡県福岡市の■■■■さん、受人は武蔵町糸原の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住のため管理できないためです。受人は、規模拡大するためです。売買による所有権移転です。</p>
議長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
猪俣推進委員	<p>3番について 空き家バンクによる売買は面積の上限はないのか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
灘波委員	<p>3番の譲受け人は、外国の方か。</p>
事務局	<p>日本国籍は取得していませんが、特別永住者の方です。特別永住者は農地の取得はできます。</p>
灘波委員	<p>新規に農業をするということか。機械等を買って。</p>
事務局	<p>そうです。機械を新たに買うということは聞いていません。</p>
灘波委員	<p>空き家バンクで取得した場合は農業しなくてもよいのか。</p>
事務局	<p>農業をするということで申請を受付けています。</p>

吉本推進委員	この方が、特別永住者ということはわかりますが、この後、どうなるか。北海道では、海外の方に売られ、地元住民は苦勞している。そういうことにならんようにしてもらいたい。
佐藤委員	取得後3年農業していないとどうなるのか。許可取り消しにするのか
議 長	空き家バンクで入ってくる人は、当然50aない方が多い。そういった方が農地を取得しやすいように空き家バンクを使った農地の取得は下限面積を下げた経緯がある。
佐藤委員	3年間農業しなかった場合は、農業委員会として何かあるの。その辺はもう手が及ばないということでもいいのか
議 長	地区の推進委員さんはどうお考えですか
石川推進委員	所有者家族は今もこちらにはいなくて、家屋を含むすべての土地は空き家バンクで売買したと聞きました。農地として使えないことはないが、荒れているところもある。
事務局	農地を取得する場合は、総会にかけて許可をえれば取得できます。
佐藤委員	農地法的には何ら問題はない。ただ、皆さんが心配しているのは面積が大きいから果たして農業ができるのかなということだと思うんです。この方が農業できるよということをもう少し詳しく調べるといいかもしれない。
灘波委員	農業していただくことが目的であるので、もう少し具体的な内容が必要なのではないか。 また、農地法だけでいいとっていいのか。今後地域にはいつの間にかなんかわけわからないようになってしまうのはどうなのか。地域の方が納得される形で購入されるということが一番だと思うが。
上原委員	いきなりはいつてきてこんな大きな面積で農業ができるのかということが問題になっていると思うので、営農計画書等を出してもらうことがよいのではないか

岐部委員	今回は保留として、もう一度本人に確認をしてみたらどうですか。
吉本推進委員	条件をつけて許可をすることは、できないか。いついつまでに耕作できるようにしてください。といった条件をつけたらどうですか。
佐藤委員	農地取得後はどう考えているのか聞き取りをしたいというよう理由があれば保留としてもよいのではないか。
議 長	いろいろご意見があることは理解できました。面積が広いので今後のことについて具体的にお伺いしたいということで今回は保留ということによろしいでしょうか。
岐部委員	田畑の面積はそう大きいとは思わないが、山林になっている農地がある。これを今後どうしたいと思っているのかということも聞いていただきたい。
議 長	<p>いろいろ意見をいただきありがとうございます。この申請番号3番は今回は保留ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(意見無し)</p> <p>では、申請番号3番は保留とします。事務局は先ほど委員さんから出された意見等について、譲受人に確認をお願いします。その他の案件については何かありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第1号 申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号1番については、全会一致で承認されました。次に申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>申請番号2番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号4番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号5番については、全会一致で承認されました。 次に議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について資料に基づき説明します。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は武蔵町成吉字 [REDACTED] 地目は田 面積は2,452㎡です。他に田が1筆の合計2筆、3,991㎡です。申請人は武蔵町糸原の [REDACTED] さんです。</p> <p>用途は営農型太陽光発電施設です。太陽光パネル1,000枚 支柱300本、引込ポール5本、発電容量は381.5kwです。 転用面積については、支柱300本と引込ポール5本の合計面積 となり1.41㎡です。</p> <p>申請事由は、営農型太陽光発電施設を3年前に設置しており、 一時転用期間の更新のためです。</p> <p>一時転用期間は、許可日より3年間になります。下部の農地での 作物はサカキ164本です。</p> <p>申請地は、周囲を農地に囲まれた農業公共投資の対象となっ ている農用地区域内農地です。こちらは、平成31年1月29日に 一時転用許可を受け、営農型太陽光発電施設を設置し、当初は下 部の農地でブルーベリーの栽培を予定していましたが、令和2年 3月に営農計画書を提出し、作物をサカキに変更しています。</p> <p>申請者は、安岐町瀬戸田にも営農型太陽光発電施設を設置して おり、そちらは下部でブルーベリーを栽培しています。</p> <p>営農型太陽光発電施設を設置している場合、毎年作物の状況報 告書の提出が必要です。当該農地につきましても、提出されてい</p>

事務局	<p>ます。また、砂利の部分については、駐車場用地として平成29年9月に農地変更届が提出されています。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第2号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第2号については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について資料に基づき説明します。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は 武蔵町志和利字 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田、面積は161㎡です。渡人は武蔵町志和利の [REDACTED] さん、受人は大分市の [REDACTED] さんです。お二人は親子です。</p> <p>用途は一般個人住宅です。建築面積は81.15㎡。倉庫10.94㎡です。こちらは隣接する宅地を事業用地として合わせて住宅を建築する計画です。事業全体面積は364.21㎡です。</p> <p>申請事由につきましては、帰郷し居住するための住宅を建築する。隣接宅地を含め建築敷地として使用するです。農地の一部をすでに駐車場として使用しているため「始末書」が提出されています。</p> <p>申請地は、集落の中にある農地で、周りを宅地に囲まれた農用地区域外の小集団の農地で第2種農地と判断できます。宅地に囲まれており、住宅を建築するには狭く隣接する実家の宅地部分を事業用地とし、合わせて住宅を建築することはやむを得ないと考えます。生活排水については、浄化槽より実家の既存浄化槽放流管へつなげる計画で、雨水は隣接水路へ放流する計画です。また、水路の上を自宅への進入路としているため、市建設課の「法定外</p>

<p>事務局</p>	<p>公共物使用許可書」が添付されています。</p> <p>こちらは、無償での貸付のため、使用賃借権の設定です。</p> <p>申請番号2番 土地の所在は 武蔵町古市字 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田、面積は914㎡です。渡人は武蔵町古市の [REDACTED] [REDACTED]さん、受人は別府市に本社のある株式会社 [REDACTED] [REDACTED] 代表取締役 [REDACTED] さんです。</p> <p>用途は駐車場用地です。表面を30cm程鋤取り、その受けに盛土を1m、表面に碎石を10cm敷き詰め、現状より80cm程高くなります。北側の会社敷地と同じ高さにして、会社側より出入りする計画です。雨水等の排水は、表面が碎石舗装のため、大部分が自然排水になる計画です</p> <p>申請事由につきましては、従業員及び来客用駐車場が必要なためです。農用地区域見直し日は、令和2年4月1日です。</p> <p>申請地は、北側と西側を宅地に、東側を県道に、南側を公衆用道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地で第2種農地と判断できます。現在、社員は借地の駐車場を利用しており、来訪者や社用車用の駐車場も不足しています。申請地は、会社の隣接地のため、来客者の利便性を考えると当該農地を申請することはやむを得ないと考えられます。</p> <p>こちらは、売買による所有権移転です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請についての説明がありました。ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第3号、申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号1号については、全会一致で承認されました。次に申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号2番については、全会一致で承認されました。次に議案第4号 農用地利用集積計画について説明をお願い</p>

議 長	します。
事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定については、総数が53筆で136,908㎡、内訳は田が45筆、58,005㎡、畑が8筆、78,903㎡です。新規設定は18筆、19,116㎡、更新は7筆で78,699㎡です。</p> <p>No.53の所有者は国東市となっておりますが、地方公共団体は農地を持ってないとなっております、この土地は登記簿の地目が山林となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料の6～8ページをご確認ください。</p>
議 長	議案第78号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。
佐藤委員	この、No.53は何に使いますか。
事務局	キウイを栽培予定と聞いています。
議 長	その他、ご意見ございませんか。
	(質疑なし)
	<p>それでは、議案第4号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第5号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が25筆、面積は97,815㎡です。内訳</p>

事務局	<p>は田が18筆、19, 116㎡、畑が7筆、78, 699㎡です。 詳細につきましては、資料の10～11ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第5号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第5号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第5号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在は国東町浜崎字 [REDACTED] 地目は畑 面積は2,166㎡です。申請人は国東町小原の [REDACTED] さん、申請事由は、昭和46年から5年間ほど耕作していたが転職したため、管理放棄していた。現在は山林化しています。</p> <p>申請番号2番 農地の所在は国東町鶴川字 [REDACTED] 地目は畑 面積は294㎡です。申請人は大分市の [REDACTED] さん、申請事由は、申請人の父が、平成13年から現在の借主に貸していた。現在は車庫になっています。</p> <p>申請番号3番 農地の所在は国見町伊美字 [REDACTED] 地目は畑 面積は210㎡です。申請人は国見町伊美の [REDACTED] さん、申請事由は、36年前までは申請人の父が耕作していたが、父が亡くなって以降耕作放棄していた。現在は竹や雑木が生い茂っている状態です。</p>
議長	<p>議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>議長 それでは、議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号1番を提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号1号については、全会一致で承認されました。次に申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号2番については、全会一致で承認されました。次に申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号3番については、全会一致で承認されました。次に議案第7号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第82号 空き家に付随した農地の指定について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在は国東町中田字 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積は55㎡です。外に畑が2筆、合計3筆、面積は250㎡です。申請人は奈良県奈良市の [REDACTED] さんです。所在等別添の資料でご確認ください。</p> <p>申請番号2番 農地の所在は安岐町山浦字 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積は959㎡です。外に田が2筆、畑が3筆、合計6筆、面積は3,543㎡です。申請人は兵庫県神戸市の [REDACTED] さんです。所在等別添の資料でご確認ください。</p> <p>申請番号3番 農地の所在は国東町鶴川字 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積は135㎡です。外に畑が2筆、合計3筆、面積は496㎡です。申請人は武蔵町池ノ内の [REDACTED] さんです。所在等別添の資料でご確認ください。</p> <p>議長 議案第7号 空き家に付随した農地の指定について、説明があ</p>

議 長	<p>りましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第7号 空き家に付随した農地の指定について、申請番号1番について提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号1号については、全会一致で承認されました。次に申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号2番については、全会一致で承認されました。次に申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号3番については、全会一致で承認されました。以上で議案は終わりです。次に報告事項をお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>協議事項はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>次回の総会は、令和4年2月10日(木)午後2時からこの201会議室で行います。</p>
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p>